

軽度者に対する福祉用具貸与について

平成 18 年 4 月より、軽度者（要支援 1・2、要介護 1）の方については、原則として、福祉用具の貸与は認められていません。ただし、医学的な所見に基づき福祉用具の貸与が必要であると認められる場合には、例外的に保険給付として算定できます。

1. 福祉用具貸与の算定基準について

種目ごとに判定方法が異なります。別紙の基準表に基づき、必要な手続きをとってください。（基準表の A, B については区の確認は不要ですが、C は平成 19 年 4 月改正により見直された例外的な給付で、区の確認が必要となります。）

【平成 19 年 4 月改正により認められた例外的な給付について】

「特殊寝台（附属品を含む）」「床ずれ防止用具及び体位変換器」「認知症老人徘徊感知器」を必要とする場合で、下記①の対象者として福祉用具の貸与を受けるには、医師の意見に基づき判断され、サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを、豊島区が確認することが必要となります。

①対象者

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

②提出書類

- ・軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書
- ・サービス担当者会議の要点（ケアプラン第 4 表）

※医師からの医学的な所見を担当ケアマネが聴取し記入するとともに、利用者の身体状況や、福祉用具を使用することによって「どのような効果が得られるのか」等について具体的に記入する。

③事務手続き

上記②の書類を、**介護保険課給付グループ**に提出してください。（郵送は不可）
なお、例外給付の算定が認められた場合、**申請届出月の初日から給付対象**となります。

④留意点

区では提出された書類に基づき、福祉用具貸与の必要性を確認します。

そのため、サービス担当者会議の要点（ケアプラン第 4 表）には、ご利用者の身体状況や生活環境、疾病による影響のほか、福祉用具を使用することによって「どのような効果が得られるのか」についても具体的にご記入いただきますようお願いいたします。

【区に寄せられた質問とその回答】

Q 1 : (疾病が原因で福祉用具を借りたい場合) 医師の意見とは、病名が記入してあればいいですか？

A 1 : 病名や「ベッドが必要」とだけ記載されている場合は、貸与の必要性が確認できませんので、利用者の現在の身体状況や病気による影響、福祉用具を使うことで日常生活のどのような動作を可能とするのか等、なるべく具体的に記入してください。

また、医師に文書で照会する場合、貸与の必要性を「○」で回答するような様式がありますが、なるべく（医師が）必要と判断する理由を記入する欄を設けていただきますようお願いいたします。

Q 2 : 今は布団を使用しているが、「つかまるところがないと起き上がれない」「立ち上がり時の高さが必要」「害虫等による被害を避けるため」などの理由により、特殊寝台を借りることはできますか？

A 2 : この場合には、まず一般寝台の利用から検討してください。医学的所見から一般寝台とは異なる機能（主に背上げ、足上げ機能）が必要であると判断される場合に、特殊寝台を検討することとなります。

Q 3 : 「一人暮らしの自立支援に必要」「廃用症状になるのを防止するため」というような理由で特殊寝台を借りることはできますか？

A 3 : 今後の予防的措置として借りる事例はふさわしくありません。「あればいい」ではなく、現状において「真に必要とする」場合に貸与の申請を行ってください。

Q 4 : 特殊寝台を借りる場合、理由書にどんな項目を記入すればよいのでしょうか。

A 4 : 誰が読んでもその必要性が伝わる内容であれば、記入必須項目というのは特にありませんが、下記のような内容があれば十分であると考えています。

①特殊寝台（主に背上げ・足上げ機能）が必要な具体的な理由

※一般寝台では対応できない理由

②本人の病名・症状・身体状況（カテーテル・ストマ・床ずれ・浮腫等の有無、起き上がり・立ち上がり・寝返り等の状況）

③本人の生活状況・家族状況・援助内容等

④特殊寝台を使用することによって、改善が見込まれる場合の短期目標及び期間等

⑤区分変更の検討及び区分変更しない場合の理由等

「特殊寝台」: 分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具

2. 居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度について

平成 20 年 9 月から、「少なくとも六月に一回」から「必要に応じて随時」に変更になりました。

これまで、区分変更や事業所変更があった場合に、再度確認申請書を提出していただきましたが、更新前と同じ認定結果でも、利用者の身体状態に変化がある場合もあります。従いまして、今後は「認定更新時」にも確認申請書等の提出をお願いいたします。

【確認申請書等の提出が必要な場合】

- (1) 区分変更があった場合
- (2) 事業所変更があった場合
- (3) 認定更新の場合（認定度が変更とならない場合も含む）

※提出書類

- ・ 軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書
- ・ サービス担当者会議の要点（ケアプラン第 4 表）

※医師からの医学的な所見を担当ケアマネが聴取し記入するとともに、利用者の身体状況や、福祉用具を使用することによって「どのような効果が得られるのか」等について具体的に記入する。

3. 軽度者に係る福祉用具貸与の終了について

次のような場合には、軽度者に係る福祉用具貸与の取り扱いが終了となりますので介護保険課給付グループまでご連絡いただきますようお願いいたします。

【福祉用具貸与が終了となる場合】

- (1) 更新及び区分変更申請等で、「要介護 2」以上の認定となった場合
- (2) 認定期間中の定期的なモニタリングを踏まえ、サービス担当者会議で検討した結果、福祉用具貸与が必要ではなくなった場合
- (3) 死亡、長期入院、またはご本人の希望によるケアプラン中断の場合 他